５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第511号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年６月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成22年12月15日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　株式会社アップフロント
２．住所　東京都渋谷区東３―16―１
３．代表者の氏名　代表取締役　四宮　　淳
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第522号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年６月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成22年12月15日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　株式会社新屋経済研究所
２．住所　東京都渋谷区初台１丁目９番13号
３．代表者の氏名　代表取締役　新屋　　修
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第536号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年６月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成22年12月15日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　ウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッド
２．住所　英国、ＥＨ２　４ＤＲ、エジンバラ、ワン・シャーロット・スクエア
３．代表者の氏名　マネージング・ディレクター　ジェイン・イー・ヘンダーソン
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第581号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年６月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成22年12月15日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　エー・アイ・アソシエイツ株式会社
２．住所　東京都港区芝二丁目５－８
３．代表者の氏名　代表取締役　馬場眞理子
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第593号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年６月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成22年12月15日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　ＮＩＳリース株式会社
２．住所　東京都千代田区九段南四丁目２番11号
３．代表者の氏名　代表取締役　武田　浩和
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第620号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年６月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成22年12月15日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　ＮＦＧインベストメントサポート株式会社
２．住所　千葉県浦安市明海一丁目３番９―409号
３．代表者の氏名　代表取締役　高橋　秀夫
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第621号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年６月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成22年12月15日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　グラウンド・ファイナンシャル・アドバイザリー株式会社
２．住所　東京都港区西新橋一丁目10番２号
３．代表者の氏名　代表取締役　佐藤　明彦
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第691号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年６月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成22年12月15日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　ＫＵＲＯＫＩ投資株式会社
２．住所　東京都江戸川区北小岩３－３－３（旧住所：東京都港区南青山１―10―２）
３．代表者の氏名　代表取締役　黒木　勝悟
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第708号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年６月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成22年12月15日
関東財務局長　森川　卓也